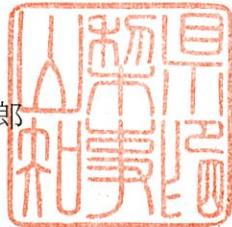


健長 第4126号
令和4年1月25日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
臨時特別協力要請等について（依頼）

日頃から、本県の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

オミクロン株の感染がかつてない速度で急速に拡大していることを踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき1月23日から令和4年2月13日までの間、臨時特別協力要請を行っているところです。

今般、感染拡大防止の徹底を更に推し進めるため、「運動の機会を伴う施設」及び「中学校、高等学校及び特別支援学校における部活動」における感染防止対策を追加することとし、現在の臨時特別協力要請を一部改訂しましたので、お知らせします。

併せて、まん延防止等重点措置の実施区域及び期間が変更されたことに伴い現在の協力要請を一部改訂するとともに、無症状者に係る検査の受検要請を期間延長することとして一部改訂しましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

福祉保健部健康長寿推進課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp
FAX : 055-223-1469
・介護サービス振興担当
TEL : 055(223)1455
・介護基盤整備担当
TEL : 055(223)1451

新型コロナウイルス感染拡大防止への臨時特別協力要請について

本県においても、オミクロン株の感染がかつてない速度で急速に拡大しています。これに対しては、オミクロン株の特性（感染拡大は速く、高齢者や基礎疾患者を除けば症状は比較的軽度）や感染防止体制等に係る本県の状況に即して、感染拡大リスクを確実に低減させるために効果的な対策を講じることが肝要です。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年2月13日までの間、臨時特別協力要請を発出しますので、協力をお願いします。

令和4年1月23日

(令和4年1月25日改訂)

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 山梨県民の皆様へ

（1）ワクチン未接種者の不要不急の外出自粛

① ワクチンの2回接種を終えていない方は、ワクチン接種者と比較して感染者の発生率と重症化リスクが高く、医療提供体制への影響が大きいことから、通勤、通学、通院、生活必需品の買い出し、ワクチン接種など、やむを得ない事情がある場合を除き、不要不急の外出・移動を自粛してください。

（2）家庭内での感染防止対策の徹底（特に子どもを守るための対策の徹底）

① ワクチン未接種の子どもへの感染拡大が確認されていることから、やむを得ない事情がある場合を除き、子ども連れての不要不急の外出・移動を自粛するとともに、家庭において子どもへの感染を防止するための対策を十分に講じてください。

② 家庭内において会話をする際には食事の際も含め、マスクの着用（ファミリーマスク）を徹底してください。

2 事業者の皆様へ

（1）ワクチン接種の勧奨や人の集まりを減らす取り組みの徹底

① 健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン未接種の従業員等に対し、ワクチンの接種を強く勧奨してください。

② 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、休暇の積極的な取得など、人との接触

を低減する取り組みを一層実施してください。

- ③ 従業員等が体調不良の申し出をしやすい環境づくりや体調不良の従業員等は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をしてください。
- ④ ワクチンの2回接種を終えていない従業員等には、テレワークの推奨や不特定多数の方と直接接する業務を控えるなど、勤務環境の配慮をお願いします。なお、健康上の理由等により接種を受けられない従業員等が不利益となる扱いを受けないよう配慮をお願いします。

(2) クラスターリスクの高い事業所（高齢者、障害者、児童福祉施設等）における感染防止対策の徹底

- ① マスクを外す機会となる食事の時間を分散するなどの対策を講じてください。

(3) 運動の機会を伴う施設における感染防止対策の徹底

- ① 従来からの感染防止対策に加え、運動時においても原則マスクを着用した状態を維持してください。マスクの着用により健康を害する可能性がある場合には、運動強度を下げるなどの工夫をしてください。
なお、水泳などやむを得ずマスクを外す必要がある運動においては、非着用時の十分な距離の確保などの取り組みを必ず実施してください。

3 学校関係者の皆様へ

(1) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における感染防止対策の徹底

- ① 準備が整い次第、速やかに、クラスを分割した授業の実施やオンライン授業の活用、分散登校などの感染防止対策に配慮した授業等を実施してください。
- ② 職員室の分散化やオンラインを活用した職員会議の開催など、教職員同士の接触機会の低減に最大限努めてください。
- ③ 中学校、高等学校及び特別支援学校における部活動は、原則自粛してください。
なお、要請期間中における関東大会、全国大会等への出場については、保護者、生徒と十分に相談のうえ、参加の是非を検討し、出場する意向のある部活動にあっては、2 (3) ①に準ずるなど十分な感染防止対策を講じたうえで、学校間感染を防ぐ観点から自校内ののみの活動としてください。

(2) 大学等における感染防止対策の徹底

- ① 健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン未接

種の学生に対し、ワクチンの接種を強く勧奨してください。

- ② 部活動や課外活動を行うに当たっては、必要最小限の活動に留めるとともに、従来からの感染防止対策に加え、運動時におけるマスクの原則着用（詳細は2（3）①に準ずる）、マスクを外した状態での接触や大声を避けるなど、感染リスクの低減に繋がる取り組みを必ず実施してください。
- ③ 学生が行う飲み会等に関して、感染拡大に繋がる行為は厳に慎むよう注意喚起をしてください。
- ④ 発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知してください。
- ⑤ 感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請

感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年3月31日まで（一部は別途定める期日まで）次に掲げる感染拡大防止対策を要請します。

なお、今回の要請の期間や内容については、今後の感染状況等により変更する場合があります。

令和3年9月9日（令和3年9月13日適用）

（令和4年1月25日改訂）

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 山梨県民の皆様へ

以下の感染防止対策を徹底するよう要請します。

- ① 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや手指消毒などの基本的な感染対策を徹底するとともに、十分な換気（30分間に1回程度）を行ってください。冬季は暖房使用により換気がおろそかになりがちなため、特に定期的な換気に留意してください。
- ② 人混みへの外出、密閉・密集・密接の「三つの密」のある場への外出、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用を自粛してください。
- ③ 発熱の有無に問わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い場合には、できる限り早くかかりつけ医や医療機関で受診してください。
- ④ 感染リスクの高まる会食（同一グループの同一テーブルでの5人以上※）については、自粛してください。（令和4年2月13日まで）
※結婚披露宴等については個別協議とする。
- ⑤ 会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（以下、「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」という。）により認証を受けた施設を利用するとともに、当該施設が定める利用時間などの感染防止ルールを厳守してください。
- ⑥ スマートフォンを活用して感染者と接触した可能性がわかる接触確認アプリ（略称：COCOA）の利用を進めてください。
- ⑦ 通勤、通学、通院、生活必需品の買い出し、ワクチン接種などを除き、外出や他の市町村等への移動に当たっては、県からの感染状況等の情報をよく把握したうえで、

慎重に判断して行動してください。(令和4年2月13日まで)

- ⑧ まん延防止等重点措置の対象区域である都道府県への移動は、通勤、通学、通院など、やむを得ない事情がある場合を除き、自粛してください。**(令和4年2月20日まで)**

その他の都道府県も含め、県外へ移動する際には、ワクチン接種または健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方は検査による陰性確認を受けるなど、安全性を担保したうえで行動してください。

また、県外在住者についても本県へ来訪する際は、同様の対応を行ってください。

2 事業者の皆様へ

以下の感染防止対策を徹底するよう要請します。

- ① 各施設、事業所等においては、県のひな形を参考に作成した行動規範の遵守を徹底してください。
- ② やまなしグリーン・ゾーン認証施設においては、認証基準に基づく感染症対策の徹底はもちろん、変異株に対応した新基準への取り組みを速やかに進めてください。
- ③ 適切な感染防止対策の徹底を要請する別紙1に掲げる施設の管理者に対しては、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証を受けてください。
- ④ 各施設、事業所等においては、別紙2に示す適切な感染防止対策に加え、国において示された業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講じてください。
- ⑤ イベント等の開催については、県が別途示した目安のとおりとし、令和4年2月13日までのイベント等については、事業者が実施する検査により参加者全員の陰性確認を行ったうえで開催してください。なお、これら感染拡大のリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期してください。

https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_emergencymeasures12.html



また、イベント等において感染が確認された際に、保健所が実施する疫学調査により感染連鎖を防ぐため、県が提供する「山梨県LINEコロナお知らせシステム」の活用等により必ず参加者の把握をしてください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/green-zone/documents/line.html>



- ⑥ 過去にクラスターが発生した施設類型（高齢者施設・障害者施設・児童福祉施設）の施設管理者は、速やかに感染防止の集中自己点検を実施し、対策を講じた上で、その結果を報告してください。（令和4年1月31日まで）また、施設職員等について、ワクチン接種済みの場合は週1回、未接種の場合は週2回のPCR検査を実施してください。（令和4年2月13日まで）
健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン未接種の施設職員等に対し、ワクチンの接種を強く勧奨してください。

3 市町村長の皆様へ

市町村の区域内の住民及び事業者に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 市町村の区域内の住民に対し、基本的な感染防止対策が行われてない施設の利用自粛を呼びかけてください。
特に、会食に際しては、やまなしグリーン・ゾーン認証制度により山梨県が感染防止対策を認証した施設の利用とともに、当該施設が定める感染防止ルールの厳守を求めてください。
- ② 山梨県と協働して、市町村の区域内に所在するやまなしグリーン・ゾーン認証制度の対象施設の管理者に対し、認証を受けるよう働きかけてください。

別紙1 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類
(ア) 劇場等
(イ) 集会・展示施設
(ウ) 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 ※ 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。）で、床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
(エ) 宿泊施設
(オ) 運動施設（屋内）
(カ) 遊技施設
(キ) 遊興施設
(ク) 学習塾等 ※ 床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
(ケ) 飲食店等

別紙2 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある従業員等の出勤を停止 ※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、熱が下がった後のしばらくの間 ・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保） ・十分な換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・施設内の定期的な消毒 ・各施設、事業所内での飲食時や喫煙時の感染対策の徹底
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・歩行等による出勤の推進) ・従業員の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等) ・出張の抑制（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限 ・複数人数での移動時における車内でのマスク着用、会話の抑制
委託業者等も含めた感染防止	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、人材派遣等の委託業者も含めた感染対策の徹底

無症状者に係る検査の受検要請について

本県において、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の感染が急速に拡大していることを踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、感染の不安を感じる方は、次のとおり検査を受けることを要請します。

令和3年12月30日

(令和4年1月25日改訂)

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 検査の対象等

(1) 対象地域 山梨県全域

(2) 対象者 発熱等の症状がない方で、感染の不安を感じる方（山梨県在住者。ワクチン接種の有無を問わない。）

※発熱等の症状がある方は本要請の対象外となるため、医療機関の受診または山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへのご連絡をお願いします。

(3) 検査回数 週1回まで

(4) 費用 無料

2 検査の実施期間

令和3年12月31日（金）から令和4年2月13日（日）まで

※期間は今後の感染状況に応じて変更する可能性があります。

3 検査の種類

抗原定性検査

4 検査の実施場所

県が実施事業者として登録した薬局（詳細は県ホームページ*にて公開）

* <https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/muryoukensa.html>